



鈴木 興太郎

宅地建物取引士

竹内 直

司法書士



最首総合事務所グループ（株）みどり創研で宅地建物取引士として不動産の売買・賃貸の業務に携わる仕事をしております。私は77歳最近のコロナウイルス騒動でリスクの高い年齢、毎日心では戦々恐々顔はいつも笑顔でと心掛けています。

趣味は音楽、仲間10人とバンド編成し私の担当はクラリネットとボーカルです。月2回の練習と発表会そして老人ホーム等施設にも出向き入所者と一緒に歌い、皆様が笑顔になってゆく姿に自分自身も元気をもらい10年も続けています。いつの日か私共のバンドで皆様のホームを訪問できる日はと願っております。

コロナに負けないおまじない「大丈夫、大丈夫」と念じてください、明るい明日が待っています。



現在、私は自宅のある横浜市から千葉の事務所に通っておりますが、千葉は第二の故郷ともいうべきところです。学生の頃から、およそ15年以上にわたり千葉市や市川市で暮らしていました。いつの日か、お世話になった千葉にお住まいの方々のお役に立ちたいという願いが叶い、とてもうれしく思っています。

事務所では不動産の登記手続や相続手続きなどのお手伝いをさせていただいておりますが、以前は障害をお持ちの方の支援員や介護施設での介護員、生活保護の相談員など福祉に関わる様々なお仕事に従事させていただいておりました。そのような福祉職での知識や経験を生かすべく、今後もなお一層自己研さんに励みたいと思っております。皆様方のお役に立てるよう精いっぱい頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

—第2回—

中村麻里の幸せの相続教室

いよいよー2020年7月10日
から始まる**自筆証書遺言の保管制度**について

こんにちは。行政書士の中村麻里です。今回のテーマは【自筆証書遺言の保管制度について】です。

はじめに、民法で定められている遺言の種類は普通方式と特別方式があります。

一般に使用される普通方式の遺言には3種類の方式がありますが、現在普及しているのは『自筆証書遺言』と『公正証書遺言』ではないかと思ひます。

今回2020年7月10日から開始するのは自筆証書遺言を法務局にある遺言保管所に預けることが出来るようになる制度です。遺言の保管を申請することが出来る遺言保管所は以下を管轄する法務局になります。

- ① 遺言者の住所
 - ② 遺言者の本籍地
 - ③ 遺言者が所有する不動産の所在地
- 今回の保管制度により、自筆証書遺言の欠点であった紛失、改ざんのおそれ無くし、相続人が相続開始後に容易に見えなくなるようになります。また、検認手続も不要です。しかし、注意すべき事項もありますので下記にまとめました。

課題もありますが、お元気な方、まだ若く遺言の内容を数年おきに変えたい方などは比較的手軽かつ安価な費用で安全に自筆証書遺言を保管できる制度です。是非ご利用してみたいかがでしょうか。

最首総合事務所 相続遺言相談センターでは遺言保管所（法務局）へ申請する自筆証書遺言を専門家に一度みてもらいたい、などのご相談も随時受け付けております。

【最首総合事務所相続遺言相談センター】
☎0120-1130-279
以上、中村麻里の幸せの相続教室でした！

自筆証書遺言保管制度注意点

① 自筆証書遺言の要件を満たしていません。

自筆証書遺言の要件の1つは本文すべて自書（遺言者本人が自分で書くこと）になります。

あまり多くの字がかけない方などは、できるだけ公正証書遺言で作成する方が良いでしょう。

② 遺言の内容についての相談はできません。

遺言保管所（法務局）ではあくまで保管する場所ですので、遺言作成の相談は一切できません。その結果、せつかく作った遺言が無効となる場合があります。

財産の種類が多岐にわたる場合や、複雑な家族関係等をお悩みの方は一度専門家（司法書士、行政書士、弁護士等）へ相談し作成するほうが良いと思われまひます。

③ 遺言者自身が遺言保管所（法務局）へ申請しなくてはなりません。

保管の申請は代理人ではできません。本人が入院している又は、施設に入っている保管所へ出向くことが出来ない場合は、公証人に出張してもらい施設や病院内で作成することが可能な公正証書遺言をおススメ致します。

④ 遺言の保管や閲覧はすべて有料です。

自宅で保管する場合はもちろん費用は掛かりませんが、この制度を利用し遺言保管所（法務局）で保管する場合は申請時に1通/3,900円の手数料が発生します。

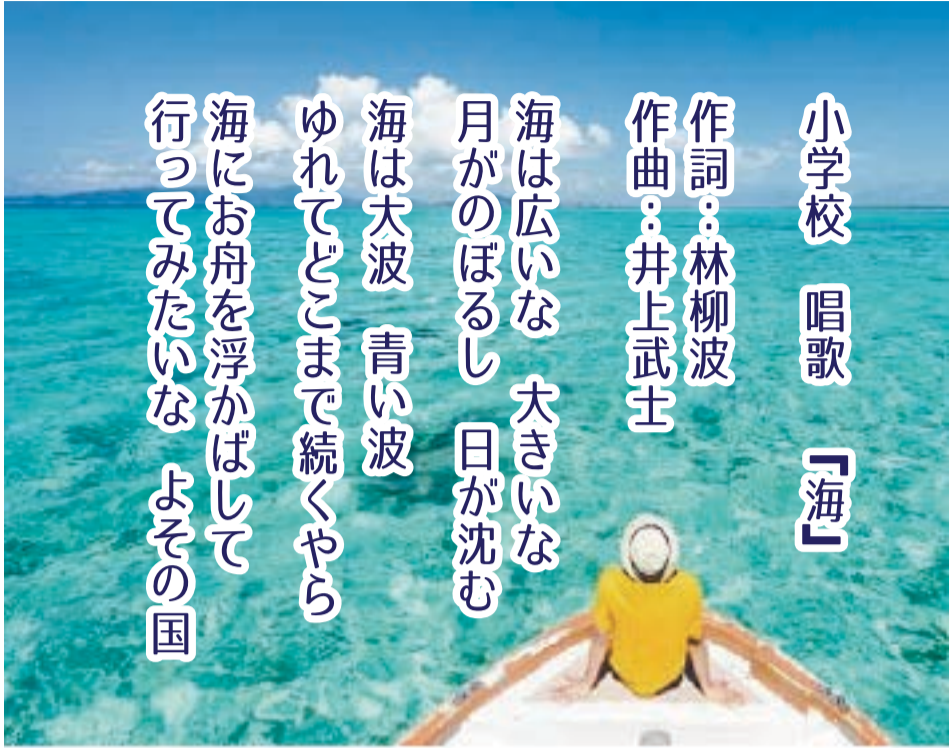
又、預けた遺言は全国どの遺言保管所（法務局）からでも遺言者が出向いてモニターで閲覧することが出来ますが、1回見ること1,400円の手数料が発生します。尚、原本の閲覧は保管申請した法務局でのみ可能で1回1,700円の手数料が発生します。

公正証書遺言と違い遺言書そのものはお手元に残らないため、遺言をしたことを忘れてしまふおそれもありますのでご注意ください。

投稿募集中

発信したいことがあれば是非
愛の会(担当:舛田)までご連絡ください

愛の会コミュニティ広場



小学校 唱歌 「海」

作詞：林柳波

作曲：井上武士

海は広いな 大きいな

月がのぼるし 日が沈む

海は大波 青い波

ゆれてどこまで続くやら

海にお舟を浮かばして
行ってみたいな よその国

出会えて、良かった。

谷 知 貞 江 (愛の会の会員様)

今年は春からコロナ騒ぎで、未だに厳しい日々が続いています。毎日どう過ごすか誰もが苦しい思いをし、“新しい生活様式”を作り上げるのに苦心されたことと思います。このような日常の中で改めて考えさせられたのは、自分の生活をどう守るかということでした。

私は現在 81 歳。家族も亡くなり親兄弟もすべて他界、ひとりで生きていかなければならない境遇にあります。1年半ほど前、東京から千葉市稲毛区に引っ越してきました。

東京に住んでいた頃、ちょっとした事故で救急車のお世話になり、入院する羽目になりました。その時、病院から身元保証人を、と言われ、とても困ったことがありました。今回の引っ越しでも、入居先から緊急の連絡先を提出するように言われ、どうしたらよいか途方にくれたものでした。

そんな時、友人から「愛(めぐみ)の会」のことを聞きました。私のような“ひとりもの”にはありがたい存在です。何かの時には頼れる場があるということは、とても心強いです。私は今のところ元気で自分ですべて処理できていますが、これがいつまで続くかわかりません。また突発的な事故に遭わないとも限らない…そんな時、力になってくれそうです。それなりの対価は必要ですが、万一の場合に備えることができると思うと、出会えて良かった、と思えるのです。なるべくお世話にならないですむように精一杯努力するつもりですが、これから先の人生、「愛(めぐみ)の会」とともに歩んでいこうと思っています。



スマートヴィレッジ稲毛
御 厨 章 雄 (愛の会の会員様)

京濱工業地帯の近く太田区に住み、都会生活に馴染んだ90年でした。
窓を開けると工業地帯からの力強い生産力を感じる毎日でした。千葉に老後の住まいと決めて3年目となりました。
昨年三月末にて日本橋の勤務を終えてきましたが、入口前に八重洲口行高速バス停を見つけた都会との短さを感じました。
今日まで大きな病気一つせず、昭和、平成、令和を歩んできました。中等部では知識豊かな教師に囲まれ、又外人宣教師より、世界全般を学ぶことができました。
学院にも軍人が派遣され軍事訓練を受け、さらに学徒動員となり、軍需工場にて日夜休むことなく勤めましたが、終戦とともに学院に戻り学びを続けることができました。
卒業後も同窓会、クラブ活動、母校の歴史編纂等続けて参加しております。元気でいつまでも目標に向かって歩みたいです。千葉に来て、一番うれしいことは空気がきれいでおいしい事です。
朝は建物の周りに植えられた季節ごとの樹

木、咲いている花を眺めながら散歩できますことに喜びを感じます。表に出れば見知らぬ草花が元気にすくすくと成長していく姿を観察しながら、歩行を続けることを楽しみにして居ります。住まいとして選んだスマートヴィレッジは七棟で壱千戸にて構成され、今年で開業拾周年を迎えています。
離れたところに大きなグラウンドがあり、ゴルフ、テニス等にて各々が身体を鍛えて居ります。建物のメインは旧イトヨーカ堂の建物をそのまま譲り受け、食堂と約五十位有るサークルに講師を迎えて活動をしております。今はコロナウイルスにより中止となつています。普段通りの生活に戻る日が来ることを願っております。



ナンバー★プレース

空いてるマスに1から9までのいずれかの数字を入れてすべて埋めよう。

	1		7			4	
		3	8				9
4				9		1	
		1		3		8	7
		6		5		1	
7	4			6		2	
	7		6				3
8					7	4	
	9			1			5

- ルール..
- ①タテの列、ヨコの列、太線で囲んだブロック(3*3のマス)のいずれにも1から9の数字が一つずつはいる。
 - ②同じ列やブロックの中で数字が重複してはいけない。

解答は左下↓

9	1	8	5	7	6	3	4	2
2	6	3	8	4	1	5	7	9
4	5	7	3	2	9	8	1	6
5	2	1	9	3	4	6	8	7
3	8	6	7	5	2	1	9	4
7	4	9	1	6	8	2	3	5
1	7	4	6	8	5	9	2	3
8	3	5	2	9	7	4	6	1
6	9	2	4	1	3	7	5	8

ナンバープレース
解答

一般社団法人
めぐみ
愛の会

〒260-0045

千葉市中央区弁天
1-15-1細川ビル4階

相談
無料

FAX 043-290-7888

043-287-1975

